## 費者の 8 の新 な訴 訟 制 度の 創設 に係る意見

 $\frac{-}{0}$ 金 額 が一 少〇 額年度 ら高 額九 の十 のものまであり、1-万件と依然として 比商 的い 高水準 者と続 と続い 年 7 VI に

力で 劣位にあ 0 る消 利 被害の 貴用・ 労力を要するところから、 困難 であ る

求権を束ね 案が そこで、 度案は、共通争点を有し多消費者庁において準備され て訴訟追行 費者が有する法的 ができるように 請求権 T いる。 することを企図 0 実効性を確保する観点から、 消費者のためのあら できる限り消費者 たな訴 訟 制 0 度

で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を分し、一段目の訴訟で共通争点の審理を行い事業内閣総理大臣が認定する適格消費者団体に限定し T この 制度案は、 し多数発生し 事業側 1額を確 7 VI てい消 確定し被害回复と『側の法的責任が認められた場合に、ニモー側の法的責任が認められた場合に、ニモートと、そして、訴訟手続きを二段階に区 になっ 二段目

る 確定した段階 そのため、 かれるという、 度である。 いう、消費者にとって労力で、適格消費者団体からの被害者である消費者は、自 (力の面でも費用の面でも現行制度より負担がの通知等に応じ被害回復を申し出ることで救自ら訴訟を提起する必要はなく、事業者の法 Fし出ることで救済なく、事業者の法的表 減へ され道が

るも 結び 被害 ま 止め請求権を認めて である。 たこれま 未然防止、 ないと言う いでの消 拡大防止 はめていたが、損害金費者団体訴訟制度は を有していた。その細いたが、損害金等の熱性が変に、適等のでは、過ぎのできます。 の課題に応える点かれていたものの、淡の請求権を認めてい 費者団体に、 からも、この制度案は評価消費者の被害救済には必ず VI なか なかった。そのため、事業者の不当な行為に に対する 消 費者 でき しも

よ っとり、 0 て、 、次の事項を実現するよう強く要請する。国会及び政府におかれては、消費者庁及び 費者庁及び 消費者委員会設置法附 則 第六項 0

- 一二年一月よ 現在、 消費者庁に 0 民催され お VI で準備. されて 0 通常国 る消費者の 会の審議、 議決を経て、早期のための新たな訴訟 早期に影訳制 その 度に 創設 0 VI て、 を図るこ
- 援を具体 同制度 0 化すること。 実効性を確保 する 点 カン 5 手 続追行主体となる適格 寸

地方自治法第九十九条の 規定により意見書を提出する

成二十三年十二月十三日

大分県議会議

当大臣長長 田 健 殿殿

特命 田 佳

閣

府

(消費者及び食品安全担当

次彦 殿殿